

淡路町知財研究会 (松宮ゼミ)

知的財産高等裁判所

平成29年5月17日判決言渡

平成28年 (行ケ) 第10191号審決取消請求事件

音楽マニション

2018年5月26日 (土) 藤岡 茂

インターマーク拒絶商標の検索【Mr.3条】

◇特徴◇

特許庁に出願しても登録になり難い語句（識別力の低い語句）を調査できます。操作は、検索したい語句の入力と検索条件のボタン操作のみで、簡単にできます。

◇概要◇

拒絶商標の検索【Mr.3条】は、商標の識別力を調査するために使用するもので、**特許庁の審査において商標法第3条により拒絶査定を受けた商標を収録した『拒絶商標データベース』**を利用して検索します。

本システムの基本となるデータは、昭和47年（1972年）以降、現在までに特許庁の審査において商標法第3条により「識別力なし」として拒絶されたものです。

データは随時追加更新しており、本ホームページにてデータベース収録期間のご案内をしております。

このデータは（株）トレードマークセンターにおいて作成されたものを使用しています。このデータには拒絶査定不服審判で登録されたもの、またその後同一出願が登録されたものも一部含まれています。

事件の経緯

2002年	8月30日	<u>原告:商標出願「音楽マンション」</u>
2003年	5月13日	拒絶理由(3-1-6、4-1-16)
	6月23日	意見書・手続補正書
	7月 8日	拒絶査定(確定)
2013年	5月 9日	<u>被告:商標出願「音楽マンション」</u>
	10月 7日	拒絶理由(3-1-6)
	11月15日	意見書
2014年	6月 6日	登録第5675530号(本件商標)
	11月17日	<u>原告:登録無効審判請求</u>
2015年	7月13日	審決(請求不成立)
2016年	8月10日	<u>原告:知財高裁へ上告</u>
2017年	5月17日	判決
	5月26日	<u>原告:最高裁へ上告</u>
	11月 2日	棄却・不受理

原告の出願

原告は、平成14年8月30日
本件商標と**同じ文字**からなり、
**商品及び役務の区分並びに指定商品及び指定役務を
第36類**とする「音楽マンション」につき商標登録
出願（商願2002-073996）をし、
平成15年6月24日付けで**拒絶査定**を受けた。

原告は、拒絶査定に対する不服審判請求をしなかつたことから、上記**拒絶査定は確定した**。

審決理由（抜粋）

「音楽マンション」という文字全体が本件商標の指定役務である「建物の管理，建物の貸与，建物の売買，建物又は土地の情報の提供」及び「建設工事，建設工事に関する助言」について，その役務の質等を表すものとして使用されている事実，あるいは，当該文字全体が自他役務の識別標識として機能しないとするような事実は，本件全証拠からは見いだすことができない。

本件商標は，その指定役務に使用しても，需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標ということとはできず，**商標法3条1項6号に該当しない。**

原告主張の審決取消事由

本件各証拠（甲1の1及び2，甲2ないし甲6，甲8ないし甲12，甲13の1）によれば，「**音楽マンション**」という文字は，**本件商標の申請以前から一定の意味で公然と用いられていたと認められるから，造語であるとはいえない。**

「音楽マンション」という文字を使用した新聞等の発行部数又は平成12年度グッドデザイン賞における「川越の音楽マンション」という受賞作の存在を考慮すると，**「音楽マンション」という文字がマンションのコンセプト等を表す一般的な言葉として社会的に認知されたものと認められる。**

使用例の多寡のみではなく、社会的認知度を考慮する必要

特許庁の判断は，一般国民，企業の経済的活動に直接影響を及ぼすものであり，国民，企業の公平性又は行政上の平等が要請されている。とりわけ商標の自他役務の識別力の有無という公益性の強い事項については，統一的な判断及び証拠評価が要請されるため，審査官又は審判官には広範な裁量は認められない。それにもかかわらず，特許庁は，前記第2の3のとおり，**本件商標と同一の標準文字からなり同一の指定商品又は指定役務に属する「音楽マンション」につき，拒絶査定をしたにもかかわらず，本件商標を登録査定したのは，平等原則，禁反言の原則，信義則にそれぞれ違反するものである。したがって，審決の判断は，恣意的なものであり，商標法の秩序を著しく阻害するものであって，違憲，違法なものである。**

裁判所の判断

原告は、本件商標と同一の文字からなり同一の指定商品又は指定役務に属する「音楽マンション」につき、
**特許庁は過去において拒絶査定をしたにもかかわらず、
本件商標を登録査定したのは、平等原則、禁反言の原則、
信義則にそれぞれ違反する
などと主張する。**

裁判所の判断

しかしながら、前記2のとおり、「**音楽マンション**」という文字は、**本件商標の指定役務において、特定の役務を示すものとはいえず、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものとはいえないから、本件商標は、商標法3条1項6号に該当するものとは認められない。**

裁判所の判断

そうすると、上記拒絶査定（原告の商標出願）は、どのような資料に基づいて判断されたかは必ずしも明確でないものの、商標法3条1項6号該当性についての判断に誤りがあるものといわざるを得ないから、これに対する不服審判請求に係る審決等において取り消されるべきものと解される。**それにもかかわらず、原告は、不服審判請求をするなどして正しい判断を求めなかったのであるから、原告の主張は、失当であるというほかない。**したがって、原告の主張は、採用することができない。

越野建設株式会社のHP

最高裁、越野建設の主張を全面支持、リブランの上告を棄却

http://www.innovations-i.com/is/id/release_id/index.php?id=28784#nav

今後の対応

識別性グレーな商標の採択と権利化には

- **十分な検討と注意が必要**
- **拒絶理由には念入りな反論**
- **再出願（使用による意識別性獲得時 など）**
- **特に、商標使用中は他社出願のウォッチング**

株式会社リブランのHPより



音を自由に 音楽と暮らす



MUSICION

ミュージション

自分の部屋で24時間楽器演奏可能！音楽と生きる人生を応援する賃貸マンション。

越野建設株式会社のHPより

「音楽マンション」は越野建設株式会社の登録商標です。

自宅で楽器演奏を満喫できる賃貸住宅



“いつも音楽と一緒に暮らしたい”
そんな楽器演奏愛好家にお届けする、
高品質な演奏環境を追求したコンセプト型賃貸住宅、
それが越野建設の「音楽マンション®」です。

「音楽マンション」は越野建設株式会社の登録商標です。



“楽器演奏も可能”として入居者を募集している賃貸はたくさんあります。しかし、そのすべてが演奏を考慮した設計や設備で建てられているわけではありません。空室を埋めるために“楽器演奏も可能”として入居者を募集している“普通の賃貸住宅”も少なくないのが現状です。わたしたちは、玉石混交の楽器可賃貸市場において、楽器演奏愛好家が十分に満足できる高品質な賃貸住宅をお届けしています。

 楽器演奏愛好家に高品質な練習環境を届けたい